

社会福祉法人第一善隣館

行動計画

善隣思想の具現化を運営理念とする社会福祉法人第一善隣館は、次世代育成支援対策推進法に基づき、全職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定し取り組めます。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間
2. 内容

【目標1】：産前産後休暇や育児休業、育児時間付与、子の看護休暇等の制度について、制度周知や情報提供及び、相談体制の充実を図る。

《対策》

- ①例月の職員会議で制度を適時説明し周知を図る
- ②産前休暇取得までに相談担当者を選任し相談体制の充実を図る

【目標2】：全職員が、年5日の計画取得以外に年1日以上の年次有給休暇を取得するよう努める。

《対策》

- ①毎年度末に年次有給休暇取得状況把握
- ②年次有給休暇計画取得等により取得促進